

第5次喜茂別町総合計画

2012 — 2019
(平成24年度) (平成31年度)

(概要版)

「人と自然がきらめく町 きもべつ」をめざして

北海道 喜茂別町

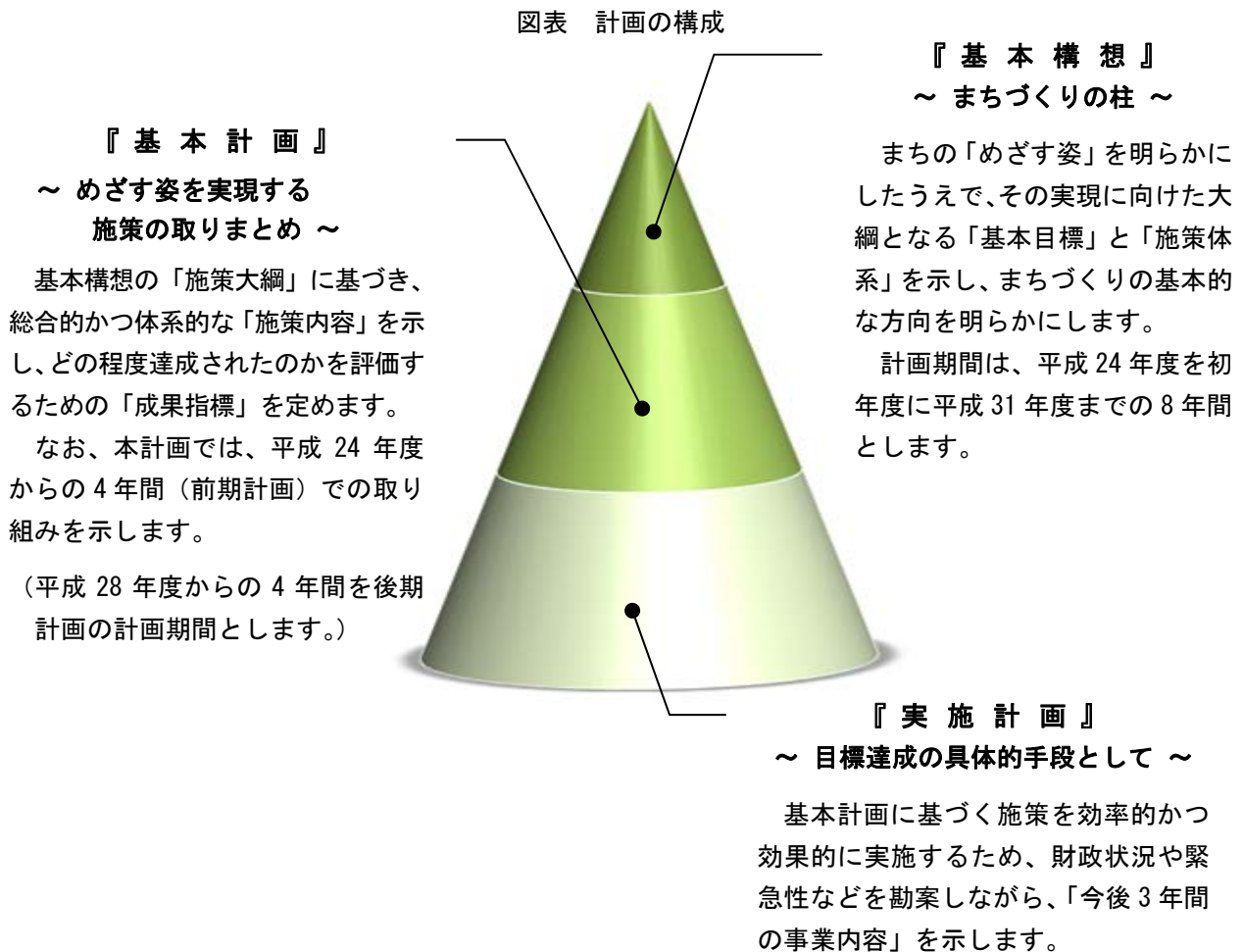
第5次総合計画について

～ 総合計画はともに進めるまちづくりの「未来設計図」です ～

総合計画は、私たちが目指すまちづくりの方針と方向性、そして町の基本的な取り組みを定める計画であり、言わば私たちのまちづくりの「未来設計図」です。

～ 総合計画は3つの計画からできています ～

この計画は、基本構想、基本計画で構成され、さらに、実施計画で補完され、計画期間の予算に反映されます。各計画の役割は、次のとおりです。



◎ 計画の期間

[基本構想]	平成24年度（2012年度）～平成31年度（2019年度）
[基本計画]	前期 平成24年度（2012年度）～平成27年度（2015年度） 後期 平成28年度（2016年度）～平成31年度（2019年度）
[実施計画]	計画期間を3年間とし、毎年度見直し。

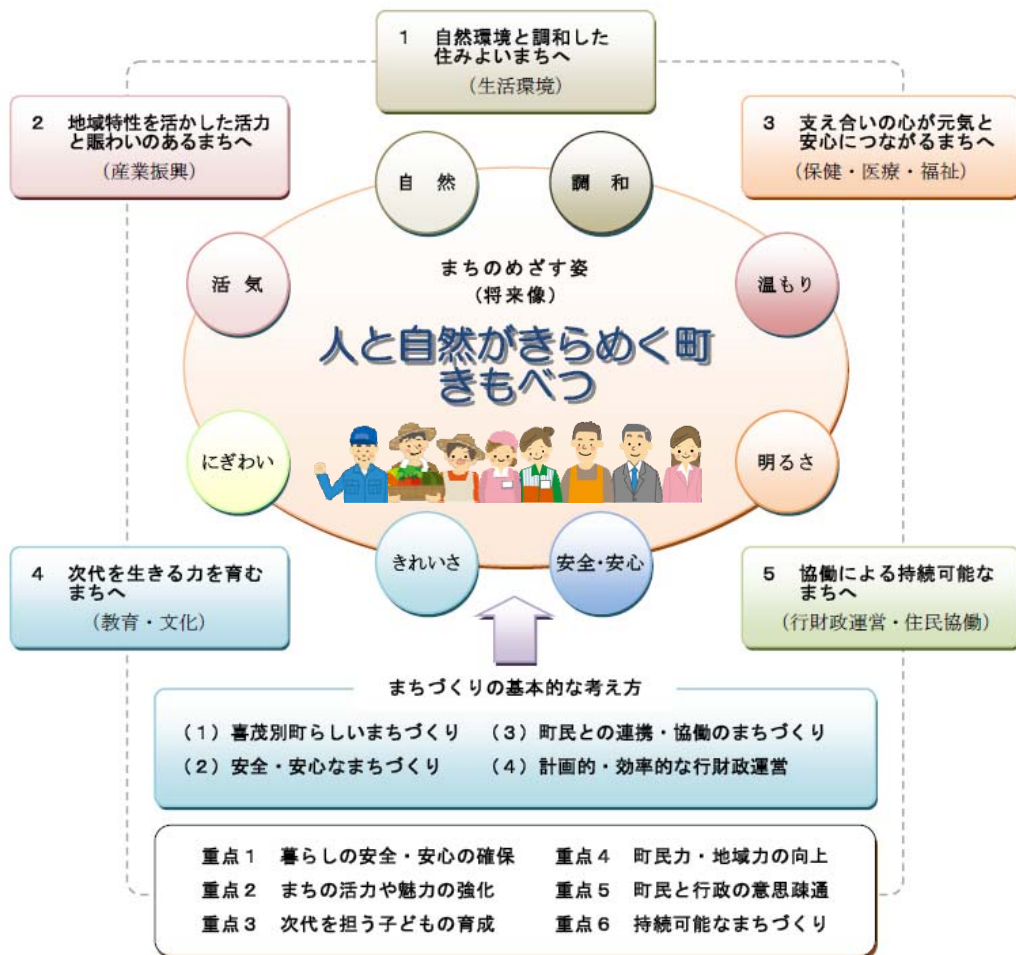
将来暮らしていきたいまちの姿

(基本構想)

私たちの様々な想いを実現していくまちにしていくために、これからの喜茂別町のまちづくりは、すべての町民が生きがいと活気にあふれ、安全で安心して暮らせるまちを創ることにあります。

そこで、豊かな自然を守り育て、安全で快適な暮らし、働き、学び、集うすべての人とともに生きるまちづくりを進めるために、「人と自然がきらめく町 きもべつ」を将来像に掲げ、私たち一人ひとりが、将来の喜茂別町のために、今できることに取り組みます。

図表 将来暮らしていきたいまちの姿(将来像)



目標人口

平成 22 年度 2,478 人 → 平成 31 年度 2,360 人

計画期間において、保健福祉の充実、生活環境の整備、定住促進や雇用の場、就業機会の拡大など、様々な施策に積極的に取り組み、著しい人口の減少に歯止めをかけ、計画期間の人口を 2,360 人とすることを目標とします。

新たなまちづくりを進める施策の展開

「人と自然がきらめく町 きもべつ」の実現に向けた新たなまちづくりのために、次のような取り組みを進めます。

1 自然環境と調和した住みよいまちへ

環境美化やごみの減量化、リサイクルに努め、低炭素・循環型社会の形成に向けて一人ひとりが環境へ配慮した暮らし方を意識しつつ、道路・交通・情報・住宅・生活排水処理などの生活基盤の強化を計画的に進めます。

また、安全・安心な地域づくりを進め、自然環境と私たちの暮らしがより良く調和したこれからも暮らしたい生活環境づくりを進めます。

2 地域特性を活かした活力と賑わいのあるまちへ

まちの立地特性を活かし、外部からの知識や技術、産業活力を取り入れながら、新たな雇用の創出とともに、基幹産業である農業の振興や森林資源の循環利用に努め、農工商が連携するまち全体の産業振興をめざします。

また、郷の駅のオープンを契機として、まちの顔となる新たな産業、観光の育成や情報の発信に取組み、賑わいを創るまちづくりを進めます。

3 支え合いの心が元気と安心につながるまちへ

生涯を健康で安心して暮らしていけるように、予防に重点を置いた健康づくりや保健・医療・福祉の充実を図り、すべての人が住み慣れた地域において、生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、相談支援や自立支援・居場所づくりに力を入れ、様々な主体（団体・担い手）が連携し、ともに支え合う地域福祉を推進します。

4 次代を生きる力を育むまちへ

学校教育においては、確かな学力の定着と豊かな人間性の育成をめざし、家庭、地域との連携を深め、信頼される学校づくりを進めるとともに、青少年健全育成のための活動を進めます。

また、生涯にわたって学び、スポーツ活動に親しむことができる環境整備や、芸術・文化、歴史にふれる機会を設けるほか、郷土の文化を保存・継承します。

5 協働による持続可能なまちへ

人やまちに活気があふれ、持続的に発展していくために、常にコスト意識を持ち、効率的・効果的な行政運営を行います。

また、町民、地域の団体、企業、行政など多様な主体が連携・協力し、まちづくりの様々な課題解決に向けた協議のための仕組みづくりなど、多様な主体が積極的に参加する協働のまちづくりを進め、意欲ある人材の参加、活躍を促進します。

重点項目

○ 産業の活性化

○ 定住・集落対策

○ 保健・医療・福祉の充実

○ 町民との情報共有

(生活環境施策の展開)

- 1-1 土地利用・市街地整備・景観
- 1-2 道路・交通網・情報基盤
- 1-3 上下水道
- 1-4 環境保全・循環型社会

- 1-5 住環境・生活空間・定住促進
- 1-6 消防・救急体制・防災
- 1-7 防犯・交通安全

(産業振興施策の展開)

- 2-1 農林業
- 2-2 商工業
- 2-3 観光業
- 2-4 雇用対策

(保健・医療・福祉施策の展開)

- 3-1 健康・保健衛生
- 3-2 高齢福祉
- 3-3 障がい福祉
- 3-4 子育て・児童福祉

- 3-5 地域福祉
- 3-6 医療
- 3-7 保険・年金

(教育・文化施策の展開)

- 4-1 幼児教育
- 4-2 学校教育・青少年健全育成
- 4-3 社会教育

- 4-4 文化・芸術活動の振興
- 4-5 スポーツ・レクリエーション

(行財政運営・住民協働施策の展開)

- 5-1 行財政運営の効率化
- 5-2 広域行政・広域連携
- 5-3 協働によるまちづくりの推進

自然環境と調和した住みよいまちへ

[前期計画：平成 24～27 年度の取り組み]

1-1 土地利用・市街地整備・景観

市街地域、農業振興地域、森林地域など土地の機能に応じた利用や、町有地の有効利用を図るとともに、空き地や空き店舗対策として、民間活力を活用した住宅整備や新たな企業が参入しやすくするための仕組みや制度づくりなどの検討を進め、これまでの市街地再整備と調和のとれた街並みづくりを進めます。

また、羊蹄山麓の景観や町内の豊かな自然環境に配慮した適正な土地利用、町有地の有効活用に努めます。

1-2 道路・交通網・情報基盤

円滑で安全・安心に配慮した道路づくりを目指します。また、民間路線バスの運行維持や待合所の管理などバス利用の促進とともに、町有バスの活用や新しい交通システムの検討・導入により住民利便の向上を図ります。

おしゃべり回覧板による各種行政情報内容の充実や、新しい利活用方法の検討・開発など、住民のニーズにあったサービスの提供に努めます。

1-3 上下水道

水質の安全管理と耐用年数を経過した老朽管等水道施設の計画的な更新・整備、簡易水道と小規模水道の統合等により、安定的な水道供給を確保します。

下水道は、町内の自然環境に影響を及ぼさないよう、接続率を上げ水質汚染の防止に努めるとともに、区域外については合併処理浄化槽の設置を促進します。

1-4 環境保全・循環型社会

環境問題に対する認識を持ち豊かな自然環境の保全に努めるとともに、持続可能な循環型社会の構築と環境に負荷を与えない暮らし方への転換に取り組めます。

優れた自然環境の保全・継承のため、環境意識の向上や環境汚染の防止を図るとともに、森林整備を進め、美しい山、川、緑など自然景観の保全に取り組めます。

1-5 住環境・生活空間・定住促進

良質な住宅の供給に向けて公営住宅等の計画的な整備、改修を進めるとともに、民間の住宅取得や住宅建設の促進を図ります。

また、除排雪体制の整備や高齢者世帯の除雪など町民との協働による除排雪や、喜茂別停車場線等の道道を管理する道との連携を図ります。

1-6 消防・救急体制・防災

消防職員の効率的な配備による出動体制の強化や組合内での消防資機材の効率的な運用を目指すとともに、町民の救急対応をはじめ、町内の国道で多発する事故への対応に向けた高規格救急の運用のための人材育成、体制整備を進めます。

災害危険地区の解消を図るとともに、地域防災計画の見直しや災害時要援護者への支援等の取組みを進めるほか、町民の日ごろから災害への意識の高揚や自主防災活動の活性化に向けて取組みます。

1-7 防犯・交通安全

関係団体と連携しながら地域一体となった運動を進めることにより防犯・交通安全意識の高揚を図るとともに、交通危険個所の明示・交通安全情報の広報や、夜間通行の安全確保のため街灯の更新を進めます。

また、町民がより安全な消費生活を送れるよう、消費生活トラブルによる消費者からの相談体制の確保や、被害未然防止のための情報提供の充実を図ります。

■ ■ 私たちに期待される役割（協働による取り組み） ■ ■

- ・ 町内の美しい自然環境と景観を守りましょう。
- ・ 道路の環境美化、除排雪に協力、助け合いをしましょう。
- ・ 水質浄化の必要性を理解し、公共下水道への接続や浄化槽の設置に努めましょう。
- ・ 町内の美化運動や家庭でのゴミの分別、リサイクルに積極的に取り組みましょう。
- ・ 地域に高齢者や障がいのある人が暮らす世帯がある場合は、声掛けや草刈り、除雪など支え合いをしましょう。
- ・ 防災への関心を高め、ふだんから防災用品の備蓄など、災害に備えましょう。
- ・ 登下校時の見守りなど、交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。

地域特性を活かした活力と賑わいのあるまちへ

[前期計画：平成 24～27 年度の取り組み]

2-1 農林業

安定した農産物の供給や生産性向上、経営基盤の安定に向けた生産基盤整備に努めるとともに、農業後継者や新規就農者など担い手の育成確保、輸入品の影響を受けにくい作物や小規模で高収益な作物の生産振興、農地の有効活用、農業経営の法人化、ヘルパー制度、6次産業化の取組み等による持続可能な農業の展開を図ります。

また、パークや生ゴミコンポストを利用した堆肥、土づくりなど資源循環型農業や農村体験の取組みを促進し、地域特性に合わせた農業を推進します。

そのほか、森林の持つ公益的機能を高めるため、造林や間伐など森林の保全・整備に努めるとともに、「交流の森」を都市との交流や自然学習、自然体験の場として利活用します。

2-2 商工業

魅力ある商店街づくりのために、新しい経営形態での起業や、情報・サービスの提供、商品開発等を支援するほか、これからの振興方策について関係団体等との検討を進めるとともに、商工会の取組みを支援、促進します。

2-3 観光業

既存施設等観光資源の有効活用や効果的な情報の発信により、魅力ある施設の運営や集客、町内消費の拡大に努めます。また、都市との交流促進に向け、農林業の体験、歴史文化の発掘や自然散策等ができるよう、滞在・体験のための環境整備に取り組むほか、優れた統一景観の形成や他町村の知名度を活用した周遊観光の活性化など、広域的な観光の推進に向け関係機関等との連携を図ります。

2-4 雇用対策

地の利を生かした企業の誘致に取り組むとともに、起業や新分野への進出等の新たな事業展開を促進することを通して、女性や高齢者、障がい者も含め誰もが働きやすい雇用の場の確保に努めます。また、退職者など元気な高齢者が技術や能力を生かして働ける仕組みづくりに努めます。

また、多様な就労機会の拡大に向けて、関係団体との連携のもと、安心して快適に働ける環境づくりに努めます。

■ 私たちに期待される役割（協働による取り組み） ■

- ・ 経営の効率化や新技術の導入による所得の向上を目指しましょう。
- ・ 消費者のニーズを捉え、買い物客や観光客に魅力ある商品とサービスを提供しましょう。
- ・ ホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、観光客を迎えましょう。
- ・ 仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。

支え合いの心が元気と安心につながるまちへ

[前期計画：平成 24～27 年度の取り組み]

3-1 健康・保健衛生

町民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、世代や個人の状態にあわせて健診をはじめとする健康づくりに取り組めるよう事業を展開します。

また、誰もが心と身体の健康に対する不安を一人で抱えることのないよう、健診等を通じて、対象者を早期に発見できる仕組みづくりを進めます。

少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育てられる地域の支えと母子や妊産婦への保健サポートの充実を図ります。

3-2 高齢福祉

介護予防や元気な高齢者への生きがいづくり、利便性の高い交通手段の確保等、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者福祉の推進をめざします。

また、介護を必要とする高齢者が円滑にサービスを利用できるよう、介護保険制度の適正な運営を進めることで、適切な介護サービスを確保し、高齢者ができるだけ、認知症や要介護状態にならないよう、介護予防を推進します。

3-3 障がい福祉

障がいのある人が、必要な支援や障害福祉サービスを受けながら、地域で自分らしい生活が実現されるよう、サービスの提供とともに、各種相談、支援体制づくりに努めます。

また、町民の障がいに対する意識啓発に努め、交流機会の創出と積極的な社会参加を支援します。

3-4 子育て・児童福祉

地域におけるワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、安心して子育てができる環境づくりに向けて、次世代育成支援行動計画の推進、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、地域や関係機関、子育て家庭と一体となって、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

3-5 地域福祉

誰もが偏見や差別意識を持つことなく、一人ひとりの人権を尊重し、町民、行政、福祉事業者、関係機関等が連携して、支援が必要な町民を支えるための仕組みづくりや、ボランティアなど自主的活動や地域活動へ参加する担い手・団体を育成し、活動を促進することで、ともに支え合う地域社会の形成を目指します。

そのほか、日常生活に困窮する家庭等の自立に向けた取組みを支援します。

3-6 医療

疾病予防と医療費の抑制を図るため、日ごろからの適切な健康管理を周知するとともに、いざというときに、町民が安心してその症状に適した医療が受けられるよう、医療機関への支援を含めた町内での医療体制の整備を推進するほか、近隣市町村と連携し、高度医療の確保や救急体制の強化に努め、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

また、移動手段に困難を抱える町民も公共交通を利用して医療を受けられるよう、社会基盤の整備と一体となって取組みます。

3-7 保険・年金

国民健康保険及び国民年金制度の周知、収納率向上に努め、国民健康保険をはじめ様々な社会保障制度の安定した運営を図ります。

また、健康、保健施策と連携して生活習慣病の予防を重視し、特定健診の周知及び受診を促すことで医療費の適正化を目指します。

■ 私たちに期待される役割（協働による取り組み） ■

- ・一人ひとりが生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- ・自身の健康・体力を維持し、介護予防に取り組みましょう。
- ・障がいについて理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・地域であいさつや声かけを通じた地域の子どもの見守り、世代間交流など、地域でできる子育てに参加しましょう。
- ・積極的に地域活動に参加し、一人ひとりができることから地域福祉を実践しましょう。
- ・社会連帯の理念のもと、国民健康保険制度を理解し、みんなで支え合いましょう。

次代を生きる力を育むまちへ

[前期計画：平成 24～27 年度の取り組み]

4-1 幼児教育

社会教育の出発点となる幼児教育の充実を図るため、保育環境の整備を推進するとともに、町の特性を活かした学校教育までの一貫した幼児教育を推進するほか、子育て支援サービス等の視点を踏まえ、地域子育て支援センターとも連携を図りながら、幼児の成長を支えます。

4-2 学校教育・青少年健全育成

将来の喜茂別町を担う子ども達が、基礎学力の向上とともに、様々な社会体験を行う機会づくりを行うほか、放課後の居場所づくりや地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。

特に、子ども達が美しく優れた言葉にふれることにより、表現力や創造力を豊かにし、感性を磨くために、朝読書などの読書活動を推進します。

また、学校給食については、京極町との2町による管理・運営を行うため、学校給食栄養指導センター整備を進めます。

4-3 社会教育

人づくりはよりよい社会を築き、それを未来に引き継ぐための社会全体の課題であり、地域社会全体で教育を担うことの重要性を改めて認識し、生涯学習を、新たな知識や人との出会いの場と捉え、多くの町民が、学習を通じた心の豊かさの充足とともに、気軽に参加できる機会づくりに努めます。

4-4 文化・芸術活動の振興

各分野の様々な文化活動を通して町民が潤いのある暮らしを送れるよう、文化団体の活動を促進するとともに、それら活動に町民が参加、触れ合うことのできる場づくりを支援します。

また、文化・芸術に触れ合う機会の提供や、場所の整備・充実に努めるほか、地域の歴史文化の保全・継承の取組みを支援、促進します。

4-5 スポーツ・レクリエーション

子どもから高齢者まですべての町民が、身近な地域の中で、生きがいと健康づくりを主体とした生涯スポーツを楽しむ環境づくりを推進するとともに、活動拠点となる社会体育施設の計画的な補修、整備を進めます。

また、年代を問わず誰でも楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会づくり、スポーツの指導者の養成や活動団体の支援に努めます。

■ 私たちに期待される役割（協働による取組み） ■

- ・ 家庭での読み聞かせなど“本”にふれる機会を増やしていきましょう。
- ・ 家庭では、子どもと学校のことなどについて話しましょう。
- ・ 生きがいづくりや自己実現のため、自ら学習活動に取り組ましましょう。
- ・ 教養を高めたり、芸術に親しんだりして生活の潤いを保ちましょう。
- ・ 健康増進や趣味など、自身の目的や体力にあったスポーツ・レクリエーションに取り組ましましょう。

協働による持続可能なまちへ

[前期計画：平成 24～27 年度の取り組み]

5-1 行財政運営の効率化

持続可能な行政運営を行うために、安定的な収入の確保や、国や道の有利な制度の積極的な活用を進めるとともに、事務事業の見直しによる効率的な事業の実施や、職員の適正配置等に取り組めます。

5-2 広域行政・広域連携

交通の要衝である喜茂別町の特性を活かし、また、広域的な課題を認識し、他町村と共同で行うことが効率的な事務事業や単独で行うには困難な事業などについては、近隣町村等との連携を推進します。

今後も札幌や羊蹄山麓をはじめとした、近隣の市町村や団体、広域圏での地域間交流を進め、互いの特性を生かして課題を補い、相互に発展するまちづくりを進めます。

5-3 協働によるまちづくりの推進

町民の意見を反映したまちづくりを推進するため、広報や広聴活動等により情報を共有するとともに、町民の参画機会の設定や情報提供のほか、まちづくり人材の育成を図ります。

また、町民や NPO、企業等が交通安全や子どもの見守り運動、防犯、防災など身近な分野や地域の課題を自ら解決しようとする取り組みを促進するとともに、協働を定着させる仕組づくりを進めます。

■ 私たちに期待される役割（協働による取り組み） ■

- ・住民や事業者は、町の財政状況について関心を持ちましょう。
- ・広域化のメリットが発揮できるよう、参加・協力しましょう。
- ・協力できる範囲で地域活動や町民活動へ参加しましょう。

地域で取り組む協働のまちづくり

(地区計画)

◎ 地区計画について

地区計画は、基本計画に示すまちづくりを実行するうえで、地区における住民との協働による取組みの必要性を示しつつ、総合計画に掲げる将来像「人と自然がきらめく町 きもべつ」の実現に向けて、住民、事業所、行政等が協働の考え方に基づき、地区ごとの取組みの方向性を示すものです。

なお、少子高齢化が進む中で、“ともに支え合う”という意識を醸成し、安全・安心な地域づくりを推進することとします。

◎ 協働のまちづくりに向けた取り組み方針

協働のまちづくりを実現するためには、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という公助中心の行政主導による地域づくりから、個人でできることは個人が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行うという社会の仕組みを構築していく必要があります。こうした『自助・共助・公助』がうまく融合され、住民と行政それぞれが持つ専門的な知識や技術などの特性を生かしながら、住民がお互いに、あるいは、住民と行政が協力して課題解決に取り組んでいくことが求められています。

図表 協働によるまちづくりのイメージ



地域の特徴

1 市街地区

町内の暮らしや賑わい、集客につながる機能が集積した中心地です。

市街地区は、町役場や学校、保育所、診療所、福祉施設、金融機関、商店、事業所等、町の重要な施設や機能が集積し、町内外の人々を引き込む拠点となる地域です。

2 双葉・中里・花丘・福里地区

自然と景観に恵まれ、循環型農業に取り組む地区です。

景観を生かすため緑化に取り組むほか、地区内の堆肥化施設では、土壌改良を推進するための堆肥を作っており、町内における循環型農業を推進する一翼を担っています。

3 鈴川・福丘・尻別・上尻別地区

基幹集落としての機能があり、環境美化に取り組む地区です。

市街地区に次いで、人口や生活に必要な施設が集積しており、基幹集落として発展してきた地区であり、7割近い方が地区での生活を「暮らしやすい」と感じています。

4 御園・共栄・金山地区

野生生物や山の幸に恵まれた林業の歴史を持つ地区です。

かつては林業で栄えた歴史があり、また、金が産出されたこともあります。きのこや山菜、葉わさびといった山の幸や、野生生物の棲息する自然環境が残されている一方で、高齢化率が6割を超える、町内で最も高齢化率の高い地区でもあります。

5 留産・相川・比羅岡地区

羊蹄山麓の自然や歴史文化のある地区です。

町内で羊蹄山に最も近く、登山口もあり、羊蹄山の麓にある自然の景観や比羅夫神社が地域資源となっています。

また、河川敷地を利用したミニキャンプ、レクリエーションが行われています。農家数割合の高い地域です。

6 伏見・栄・福島・川上・知来別地区

札幌圏からの入り口となる国道 230 号からの景観が美しい地区です。

春や秋は山菜の宝庫で、国道 230 号からの羊蹄山、尻別岳や、喜茂別川での釣り・散歩、知来別の桜並木等景観が美しいことが、本地区の魅力です。

地域振興への取り組み

(1) 郷の駅を拠点とした賑わいづくり・まちの顔となるまちなみの整備

- ・郷の駅などへの集客、町内を周遊する賑わいの仕組みづくり
- ・関係機関・団体と一体となった商業や観光振興、6次産業化促進施策の検討
- ・空地や空き店舗の有効活用、住宅建設の促進、公共施設サイン設置

(2) 基幹産業である農業や林業の振興

- ・農業生産基盤の整備や担い手の確保、高収益作物の生産振興
- ・都市住民による農林業体験交流の促進、林内路網の整備、森林の保全・整備

(3) 生活環境の整備

- ・合併処理浄化槽の設置促進、若者世帯定住促進住宅での省エネルギー調査
- ・地すべり等防止のための安全対策

(4) 日常生活への支援

- ・交通手段の確保や除雪、見守り、災害時の避難等高齢者を支える仕組みづくり

(5) 定住促進への取り組み

- ・若者世帯住宅の建設、安全な道路通行や街灯、ごみ投棄のない生活環境の確保

(6) 地域コミュニティの構築

- ・ごみ拾いや花壇の手入れ等環境美化運動、社会参加や協働に向けた仕組みづくり
- ・除雪、見守り、移動、災害時の避難等高齢者を支える仕組みづくり

まちづくりの推進に向けて

～ ともにつくるまちづくりの進め方 ～

◎ 計画の進行管理

総合計画で目指す姿を実現するための手段となる基本計画、実施計画については、成果指標における目標数値の達成状況や点検・評価結果等から計画の進行状況を把握するなどして、改善・見直しにつなげていきます。

◎ PDCA サイクルによる計画の推進

計画（Plan）は、実行に移し（Do）、結果・成果を点検・評価し（Check）、改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、という4つの段階を繰り返しながら継続的に改善をしていく仕組みがPDCAサイクルです。PDCAサイクルにより点検・評価を行い改善しながら、計画を推進します。

図表 PDCA サイクルによる点検・評価の実施

